

## 文化審議会美術品補償制度部会の審査における確認事項

平成24年7月26日  
文化審議会  
美術品補償制度部会決定

### 1. 展覧会の概要に関する事項

- (1) 補償制度の活用による国民的利益については、展覧会の実施や作品の充実だけにとどまらない具体的な取組（小中高校生の無料化、教育普及活動等）が行われなければならない。ただし、全会場において、何らかの入場料軽減の取組が行われることを必要とする。
- (2) 以下に掲げる場合は、営利を主たる目的の展覧会とみなし、補償対象外とする。
  - ① 開催施設（美術館・博物館等）の主催者が、いわゆる貸し館としての関わりしか持たないと判断される場合
  - ② 収支予算書における入場料、借用料、企画構成費等が過大であって、その理由が適切に説明できない場合

### 2. 借り受ける美術品に関する事項

- (1) 美術品の評価額が特に高額である場合は、その理由、価額の算定の根拠等について、詳細な説明を求めるものとする。
- (2) 寸法、重量等が大きな作品、材質、形状等が脆弱とみられる作品等については、その展示・輸送に係る取扱い方法、留意点等を詳細に確認し、安全な展示・輸送に耐える作品であるかを判断するものとする。

### 3. 展覧会の主催者に関する事項

- (1) 実質的な責任を有していないと考えられる共催者（宣伝を主としたテレビ局、新聞社等による名義共催、作品を借り受けた美術館の求めによる名義共催、企画協力の範囲にとどまる企画会社による共催）は、政府と補償契約を結ぶ相手方としての主催者とはみなさないものとする。
- (2) 展覧会の担当学芸員が一定の経験年数を積んだ者でないと判断される場合は、その者が特別な専門性を有している場合、その他の学芸員等による特別なサポート体制が構築されている場合などを除き、担当の差し替えを求めるものとする。
- (3) 展覧会の実績には、補償契約を締結しようとする展覧会と同程度の規模・内容の実績が必要であり、主催者が複数いる場合は、原則として、すべての主催者に対しこのような実績を求めるものとする。

#### 4. 開催施設に関する事項

- (1) 開催施設の主催実績は、原則として、補償対象にしようとする施設の竣工後（建替えや大規模な改築・改修をした場合はその後）の主催実績とする。
- (2) 空調の運用の安定性は、過去の温湿度管理データ、運転時間、制御方法等の説明により確認するものとする。安定性が確認できるデータ・書類を申請時に提出できない場合又は展覧会の会期までに空調の改修を行う場合は、具体的かつ詳細な改善方策、改善スケジュール、試行運用の実績、研修計画等を提示し、空調の安定性を明らかにしなければならない。
- (3) 新築又は大規模な改築・改修（展示室の区画、空調の配管等の変更を伴うもの）が行われた施設は、施設運用が安定すると認められるまでは、補償対象にしないものとする。この場合、新築の施設については、施設の運用（展覧会の開催）実績がないことから、特に厳格に対応するものとする。

#### 5. 展示・運搬（輸送）に関する事項

- (1) 海外からの借り受けは、輸送便にクーリエが同行することを原則とする。
- (2) 美術品の保存状態の確認（コンディション・チェック）は、次によるものとする
  - ① 借り手側は、保存修復を担当する学芸員又は保存修復家が行う。ただし、外部の保存修復家に任せる場合であっても、開催施設の学芸員は、その場に立ち会わなければならない。
  - ② 貸し手及び借り手の両方で確認し、署名するものとする。ただし、信用のある海外の美術館からの搬出時及び国内間の異動で貸し手が借り手に委任した場合は、一方のみのチェックとすることができる。
  - ③ 巡回展の場合は、同一の学芸員又は保存修復家が各施設で確認するか、次の施設の確認者が前の施設の搬出前の状態確認に立ち会うなど、内容の引き継ぎが確実に行われるようにするものとする。
- (3) 美術品を施設内の温湿度環境にならすシーズニングの期間については、原則として、24時間以上とする。この場合、航空便や気候の変動が大きい地域間の輸送については、特に厳格に取り扱うものとする。

以上